

大学共同利用システムによる宇宙科学研究実施細則

平成 24 年 2 月 24 日 宇宙科学研究所長決定第 24- 1 号

(目的)

第 1 条 この細則は、大学共同利用システムによる宇宙科学研究実施規程（規程第 2 4- 8 号）（以下「規程」という。）第 13 条に基づき、大学共同利用システムの実施に関し必要な事項を定める。

(大学の教員に準ずる者の範囲)

第 2 条 規程第 4 条第 3 項第七号に規定する大学の教員に準ずる者については、当面、次の各号とする。

- 一 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）、大学又は大学共同利用機関法人の名誉教授
- 二 研究開始年度の 4 月 1 日現在において 3 9 歳以下の大学等機関に所属しない博士学位取得者であって、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究計画を有していると宇宙科学研究所長（以下「所長」という。）が認めた者
- 三 その他、所長が特に大学の教員に準ずると認めた者

(システムの利用申請及び承認)

第 3 条 規程第 5 条に定める大学共同利用システム（以下「システム」という。）の利用の申請（以下「利用申請」という）については、次の各号により取り扱うものとする。

- 一 規程第 1 0 条第 1 項第一号から第三号の共同研究を行うために利用申請を行う場合には、規程第 2 条第 3 項に規定するプロジェクトの責任者が取りまとめた上で、所長に申請するものとする。
 - 二 前号以外で利用申請を行う場合には、各申請者が所長に申請するものとする。
- 2 申請に当たって記載する事項は、次の各号とし、様式については別に定める。
- 一 氏名
 - 二 所属機関名
 - 三 職名
 - 四 用務
 - 五 実施期間
 - 六 その他利用するために必要な事項
- 3 所長は、規程第 5 条第 2 項により利用を承認し同条第 3 項に基づき大学共同利用シ

ステム研究員（以下「研究員」という。）の称号を付与した場合には、当該研究員に通知するものとし、併せて次の各号に掲げることについても通知する。

- 一 宇宙科学研究所（以下「研究所」という。）は、研究員の責に帰すべき事由による事故等の場合には負傷等に関する補償はしない場合があること。
- 二 故意又は重大な過失により、研究所の施設・設備等を滅失又は毀損したときは、その損害について賠償を請求する場合があること。
- 三 第5条第2項の定めにより称号及び利用が取り消される場合があること。

（登録簿）

第4条 規程第5条第3項の登録簿に記載する事項は、第3条第2項に定める申請に当たって記載する事項とする。

2 登録簿は、科学推進部大学共同利用課において処理及び保管するものとする。

（称号の有効期間及び取り消し）

第5条 研究員の称号の有効期間については、実施期間が年度を越えないものについては申請のあった期間とし、年度を越えるものについては年度内とし、年度毎に更新するものとする。ただし、規程第10条第1項第一号から第三号に定める共同研究を行う研究員については共同研究契約等において定める期間とする。

2 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、有効期間内であっても研究員の称号を取り消すことができる。

- 一 疾病その他やむを得ない理由により当該研究に従事することができなくなった場合
- 二 法令及び機構の規則その他の遵守事項に違反したと認められる場合
- 三 その他研究に従事することが適当でないと認められる場合

3 所長は、前項により称号を取り消した場合には、その旨を当該研究員及びその研究員の所属する部署の長に通知する。

（保険）

第6条 労働者災害補償保険法等の適用を受けていない研究員は、傷害保険又は同等の保険に加入するものとする。

（受け入れに関する特例）

第7条 研究員は、必要に応じて当該研究員の所属する大学の大学院博士課程若しくは大学院修士課程に在籍する者で、かつ、当該研究員が直接研究指導を行っている者（以下「学生」という。）を、システムにかかる活動に随伴することができる。

2 前項に基づき学生の随伴を希望する研究員は、当該学生の所属する大学院研究科長

- の了承を得て、当該研究員の利用申請と併せて所長に申請するものとする。
- 3 学生の利用の承認については、規程第5条第2項を準用する。
 - 4 所長は、学生が学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険に加入していない場合には利用を拒否することができるものとする。
 - 5 所長は、利用を承認した学生に大学共同利用システム研究員補（以下「研究員補」）の称号を付与する。
 - 6 所長は、研究員補について規程第5条第3項に定める登録簿に準じた登録簿を作成する。
 - 7 所長は、第3項の定めにより利用を承認し、第5項に基づき研究員補の称号を付与した旨を当該研究員を通じて研究員補に通知するものとし、併せて第3条第3項各号に掲げることについても通知する。
 - 8 第4条、第5条、第8条及び第14条については、研究員補に準用する。
 - 9 研究員補を随伴する研究員は、当該研究員補について包括的な監督責任を有するものとする。

（旅費の支給）

- 第8条 規程第6条に基づき研究員に旅費を支給する用務は、当面次の各号によるものとする。なお、旅費の支給は予算の範囲内とする。
- 一 規程第9条第1項に定める施設・設備等の利用で、旅費の支給が必要であると所長又はプロジェクトの責任者が認める場合
 - 二 規程第10条第1項に定める共同研究に係る研究活動及び研究打ち合わせの場合
- 2 第1項で支給する旅費は、原則として勤務地（所属先のない者は自宅、他の経費により勤務地から用務地までの近い場所に滞在している場合はその地点。）から用務地（研究所の場合はJR横浜線淵野辺駅）までの最も経済的な通常の経路（路線が二つ以上ある場合にはそのうち最も低額の運賃となる路線）により支給する。
- 3 その他、前項に定めのない支給基準については、旅費規程（規程第15-35号）を準用する。

（各種試験施設・設備の利用方法）

- 第9条 規程第9条第1項第六号の別表に定める各種試験施設・設備については、次の各号に区分するものとする。
- 一 利用課題について毎年度公募し、審査を経て利用を決定する試験施設・設備
 - 二 大学等の研究者が自らの研究のために、利用を必要とする試験施設・設備
- 2 前項第一号に区分する試験施設・設備については、当面、次の各号によるものとする。

- 一 スペースチェンバー施設及び超高速衝突試験設備（付帯設備を含む。）
 - 二 宇宙放射線赤外線装置、宇宙放射線X線実験装置、宇宙放射線熱真空試験装置及び宇宙放射線赤外線モニター観測装置
 - 三 高速気流総合実験設備
 - 四 キュレーション設備
 - 五 JAXAスーパーコンピュータシステム（内、大学共同利用システムに割り当てられた計算資源）
 - 六 臼田宇宙空間観測所 64m VLBI 観測装置、内之浦宇宙空間観測所 34m VLBI 観測装置及び臼田宇宙空間観測所 10m アンテナ
- 3 所長は、第1項第一号の試験施設・設備に係る公募、審査、利用手続きに係る実施要領を定めるものとする。
 - 4 所長は、第1項第二号に区分する試験施設・設備の対象となる施設・設備を決定し、当該対象施設・設備の利用手続き等に関する実施要領を定めるものとする。
 - 5 所長は、第1項第二号の試験施設・設備については、プロジェクト及び予め予定された実験計画に支障を生じない範囲で利用に供するものとする。
 - 6 第2項第二号の施設・設備のうち、放射線を取り扱う施設・設備及び同項第四号の試験施設・設備を利用する研究員及び研究員補は、相模原キャンパスにおける総合研究棟惑星試料処理室・放射線障害予防規程（規程第19-81号）及び相模原キャンパス等放射線障害予防規則（宇宙科学研究所長決定第21-1号）に定める手続きを行うものとする。

（実費負担）

第10条 規程第9条第3項に定める実費の範囲は、利用に直接必要な物及び稼働に要する経費（当該対象物の常備品、定期的な保守管理経費及び光熱水料を除く。）で、次の各号によるものとする。

- 一 消耗品
 - 二 当該利用の稼働に要する外部支援経費
- 2 所長は、前項に定める範囲の実費の一部を負担させる場合には、当該利用に係る研究員に通知し、第9条第4項に定める実施要領に基づき協議するものとする。

（プロジェクト以外で実施する学術研究活動にかかる共同研究の取扱い）

- 第11条 所長は、規程第10条第1項第四号及び第五号の共同研究について実施要領を定めるものとする。
- 2 同項第五号の関連する研究委員会は、共同研究の内容に応じて決定するものとする。

(研究成果発表における取扱い)

第 12 条 研究員及び研究員補は、システムを利用したことで得られた研究成果を発表する場合には、システムの利用による成果であることを明示するものとする。

(成果の利用促進)

第 13 条 研究所は、成果の利用促進を図るため、必要に応じてシンポジウム又は研究集会を主催するものとする。

(権限と義務)

第 14 条 規程第 12 条により準用する職員に関する規定は、次の各号にかかるものとする。

- 一 セキュリティ規程(規程第 15-47 号)に定める機構のセキュリティに関すること
- 二 前号に定めるもののほか、機構が定める安全管理、環境経営、エネルギー管理、社屋等管理、輸出管理及び放射線障害予防に関する取扱い

(相模原キャンパス研究員宿泊施設の利用)

第 15 条 研究員及び研究員補は、システムを利用するために相模原キャンパス研究員宿泊施設を利用することができる。

(雑則)

第 16 条 この細則に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附則

- 1 この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、第 7 条については、ユーザーズオフィスの設置並びに大学共同利用ポータルサイトの稼働を踏まえ実施する。